

中央銀行にかんする一考察

小 牧 聖 徳

- 一 序
- 二 中央銀行の成立ならびに本質
- 三 中央銀行の機能
- 四 中央銀行機能の発展
- 五 中央銀行国有化ならびに独立性の現実的意義と問題点

一 序

今日、世界各国それぞれ銀行制度をもち、その国の歴史的、社会的事情に制約されて、独自の銀行制度をつくりあげている。この銀行制度は各国、必ずしも同じものではないにしても、それが銀行制度たる限りにおいては、それぞれの特殊性とともに、一般共通性をも見出すことが出来る。たとえば銀行制度の中に中央銀行、預金銀行、長期の銀行⁽¹⁾などを包含していることなどは、その個々の具体的な在り方は国によつて異なるとしても、一般的共通性としてあげられるものである。さらにいえば、この銀行制度の中に含まれる中央銀行は、銀行制度の中核的

存在として、銀行券の独占的発行権を有する⁽²⁾とともに金融政策において重要な役割を果たすべき立場におかれている。このことはそれが中央銀行たる限りにおいて、各国に共通してみられる状態といわなければならない。本稿では銀行制度のうちで、中央銀行を対象としてとりあげ、各国の中央銀行の具体的、特殊の在り方にもかわらず中央銀行たる限りにおいて有する一般性を、原理的に追求しようとするものである。いいかえれば、中央銀行の一般原理の探求である。ところで中央銀行研究のための出発点は、与えられた現実の各国、中央銀行である。そこでまず与えられた中央銀行を分析することによって、中央銀行成立の根源にまで追求しなければならない。かかる分析の結果到達した点より後方への旅がはじまる。すなわちわれわれの叙述はすすめられることとなる。それ故、叙述のはじまりは分析の到達点である中央銀行の成立からはじめられなければならない。そして中央銀行の成立の過程の中に、中央銀行をして中央銀行たらしめた本質的なものを理解し、それを中心として各種の中央銀行機能が生ずる関係を統一的に理解しなければならない。そしてそれらが歴史的発展の過程の中でどのように変貌をしつつあるかを検討しなければならない。たとえば金本位時代における中央銀行が現在の管理通貨時代に到って、どのような点でどのように変容をとげたかを理解することにより、出発点であった現実の中央銀行に今度は到達点としてたどりつかなければならない。その上で叙述の中に見出される中央銀行発展の推移を媒介として将来における中央銀行の在り方の展望が可能となるものと言わなければならない。以上のべたところから中央銀行についての論述の順序は次の如くなる。(一)中央銀行の成立ならびにその本質、(二)中央銀行の機能、(三)中央銀行機能の発展(金本位時代の中央銀行機能より管理通貨時代における中央銀行機能への変遷とその変化の内容)、(四)中央銀行国有化および独立性の現実的意義と問題点、これらの諸点について検討しなければならないのである。

(1) イギリスにおいては長期の金融機関は銀行とは称さないけれども、これはイギリスの独自の状態であり、其の他の国々では長期の金融活動をも銀行がおこなうところが多い。

(2) 中央銀行は銀行券の独占的発行権をもっているが、アメリカでは十二の連邦準備銀行が中央銀行的存在であり、連邦準備制度理事会がそれを統轄する。これはアメリカ中央銀行制度の独自性といえるが、原理的に中央銀行が銀行券の発行をおこなうという点においては例外をなすものではない。法律上の発行者は連邦準備制度理事会であつて、理事会が連邦準備代理官(連邦準備制度理事会の代理人として各準備区に一名宛おかれ、当該地区所在の連邦準備銀行取締役会会長が兼務)を経て連邦準備銀行に対する貸出の形式をもつて発行し、連邦準備銀行は理事会より代理官を経て借入れることとなるが、連邦準備券の印刷費は銀行の負担であるし、理事会は中央銀行たる各準備銀行を統轄する立場におかれているのであり、實質的には、これは中央銀行が銀行券を発行することの特殊な形態にすぎない。(日銀調査局、各国中央銀行制度、九四頁)。

二 中央銀行の成立ならびに本質

われわれはまず、資本主義が典型的に發展したイギリスを中心に、そのほかアメリカ、日本等を考慮に入れながら中央銀行の成立を追求しようとするのであるが、中央銀行の成立を理解するためには、まず銀行一般の成立を述べ、その發展として中央銀行の成立を検討しなければならぬ。銀行の成立は、特に近代の銀行業の成立は、資本主義社会の成立と不可分の関係にある。資本主義社会の成立については、まず基礎的前提として商品生産、流通の高度化、一般化を必要とする。この商品生産、流通の高度化は、それとともに貨幣流通の一般化を必然的に内含している。けだし貨幣は特殊なる商品であり、多数の商品の中から一般的等価物として成立したもので、本来、商品交換、流通にその成立の基礎をもつものであるところから、貨幣成立の基礎である商品交換、流通そ

のもの的高度化・一般化は当然にその反映として貨幣流通の高度化・一般化をも意味することとならざるを得ない。このような基礎的前提の上に立って、その貨幣が一部の人達（商人・手工業者）の手に集積され、商品生産・流通を媒介として利潤獲得を目ざして資本として利用せられ、また他方、かかる利潤獲得を可能ならしめるところの労働者階級の成立がみられるところに、したがって労働力までも商品として売買せられるに至るような社会的状態において、資本主義社会の成立をみることとなる。このような資本主義社会の成立に銀行の成立はつながりをもつわけであるが、特により深い関係をもつのは、資本主義社会成立の基礎的前提たる商品流通・貨幣流通の高度化・一般化である。すなわち、商品流通の拡大、発展は貨幣流通の拡大、発展をもたらし、それが銀行の成立にむすびつくということがほかならない。それ故、つぎに貨幣流通の発展がどのように銀行の成立と結びつくのであるかということが明らかにされなければならないが、この貨幣流通の発展とは、貨幣がその有する諸機能を発展させることを意味するものであるから、まず貨幣機能をあきらかにし、貨幣機能との関係において近代的銀行業の成立をとらえなければならない。

貨幣流通は商品流通の反映であり、商品流通の仕方如何によつて貨幣流通の仕方が規定せられてくる。いいかえれば貨幣はその各種の機能を商品流通の仕方に適応した状態において機能させることとなるのである。価値尺度機能と流通手段機能とを統一的に有するものとして貨幣金形態において成立する貨幣は商品流通と同時に商品の買手より売手に流通するときには貨幣は価値尺度として、商品の価値を規定した上で購買手段として機能する。さらに商品流通と貨幣流通との間に時間的分離が生じ、商品流通にもなつて発生した債権、債務の関係を決済するため一定期間経過してから貨幣が債務者より債権者へ渡されるときは支払手段として機能し、貨幣が流通

界から一時身を退いて待期の状態におかれれば貨幣の蓄藏を形成し、さらに貨幣制度を異にする地域間での貸借
決済に利用せられるときには一国の国民的制服をぬぎすて、世界共通の価値塊として、すなわち世界貨幣とし
て機能する。これらはすべて商品流通の仕方、商品流通の進行、停滞、商品流通の地域的広がり等によって各種
の貨幣機能が発現することを意味している。以上のように貨幣機能は商品流通によって規定せられ、商品流通の
あるところそれに適合した貨幣機能があらわれ、貨幣は受取られ、支払われ、保管され、さらに商品流通の地域
的拡がりから異国間の貨幣交換を意味する両替を生ぜしめる。このような貨幣の受払、保管、両替は貨幣流通の
技術的操作にほかならないが、これらは商品流通にともなつてそれを反映して生じてくるものであり、商品流通
を集中的に媒介して致富の手段とする商人によつて商品売買の必然的結果としておこなわれざるを得ない操作で
あつた。商人は一方では商品を売買し、他方では貨幣を受払し、且つ保管せざるを得ない。したがつて貨幣の取
扱が独立の業務として分化独立して、特定人の専門の業務として成立するに至るまでは、商人によつてこれらの
貨幣取扱はおこなわれざるを得なかつたし、商品の取扱と貨幣の取扱とははじめは同一人格によつておこなわれ
ていたものである。商人は商品流通を媒介しまた貨幣取扱を通じて貨幣財産を蓄積し、さらにその蓄積した貨幣
を利子をとつて貸付けることをもおこない、商人資本、高利貸資本の両者が富裕な商人によつて兼營的におこな
われた社会は「諸生産物の一部が既に商品に転化していること、および貨幣がその相異なる諸機能において流通
して」⁽¹⁾いれば足りるのである。かかる社会においては商品流通・貨幣流通は勿論あつたとしても、それが未だ高
度化し、一般化するに至つていない状態におかれている。このように商品流通、貨幣流通がみられはしたけれど
も、未だ充分な広がりにおいて全社会を貨幣経済にまき込むに至らない状態から、生産力の発展につれて商品生

産が増大し、販売を目的として生産物がつくり出され、商人の活動領域も増大して行くとともに、貨幣の取扱の仕事が商人の兼営するところから独立して、貨幣取扱業者が成立し、貨幣取扱業者は商品流通の地域的拡大とそれより生ずる国内通貨と外国通貨との交換を、いいかえれば両替を、さらに流通貨幣の識別を、さらに貨幣の受払・保管を商人のために代つて集中的におこなうに至る。さらに両替、其の他の貨幣取扱のうち形成されることになる他人の貨幣が、常にみずからの手元に残留していることをさとり、それをば貸付に利用するという方向にむかう。ここに商品流通の単なる反映としての貨幣の受取、支払、保管、決済、両替等の貨幣取扱業務から発して、手元貨幣を利子をとつて貸付けるという方向へすみ、さらに貸付資金を形成するためにも、貨幣の取扱を商人のための代行ということだけではなく、みずからの能動的な貸付活動のためにも実行することとなる。かくして貨幣取扱が独自の業務として成立するや、それはそれとともに貸付もおこなうという必然性を含んでいざといわなければならない。

貨幣取扱業務の、さらに貸付業務の存在する社会、いいかえれば貨幣流通の存在する社会はまた商品流通の発展上にある社会である。商品流通は貨幣を相異なる機能において発展させるのみならず、貨幣機能を遂行するための貨幣代用物をも発生せしめる。すなわち商品流通にもなつてその代価としての貨幣の支払が一時的に猶予せられ、貨幣が後日支払手段として登場するまでの間、貨幣に代つてかかる債権、債務の關係、すなわち信用關係を表示するための用具が成立する。手形はその代表的なもので債務者が貨幣の支払に代えて、貨幣を後日支払うことを約して振出したこれら手形は、貨幣の代用物として貨幣にかわつて限られた商人間を流通するに至る。これら信用關係がその社会において高度に拡大されて行けば行く程、手形流通の領域は増加、拡大され、それに

応じて手形も私人のあまり知られない手形にかわつて、社会的に広く信用をもつ手形が流通に便なるために利用せられるに至る。この社会的に広く信用ある者とは、貨幣の取扱を通じて貸付もおこなう方向に進みつつあったところの、商人より分離独立した貨幣取扱業者であり、彼は自己の社会的信用にもとずいて、社会的にあまり知られていない手形を自己の手形におきかえることによつて手形に信用力を与え、それを信用貨幣として社会に流通させるに至つたのである。ここに貨幣の取扱に貸付業務および信用の取扱が結びつくこととなり、近代的銀行業への第一歩がふみ出されることとなる。かくして信用貨幣を発行することによつて既存の高利貸とはことなつたあたらしい貸付業者として高利貸にかわつて貸付業務の支配的担い手となるに至るのである。このあたらしい貸付業者とは高利貸ではないという意味での貸付業者であるということにはかならず、その具体化は、利子の引下げおよび貸付手段として信用貨幣を発行するという形となつてあらわれるのである。この利子の低下という事実の中にこそ、近代的銀行業成立の一つのエポックを見出すことが出来るのであり、この点は特に重要視されなければならない。それとともにあたらしい貸付資本の担い手としてあらわれた銀行業者は信用貨幣を発行するという点においても高利貸とは異なつた貨幣業者として出現する。ここに銀行は信用貨幣の発行者すなわち発券銀行として成立するのである。そこで近代的銀行業の成立はまず発券銀行として且つあたらしい貸付資本の担い手としてあらわれるというところに見出されなければならない。たとえばイギリス、アメリカ、日本それぞれの国において銀行ははじめは発券銀行として成立しているのである。⁽²⁾

銀行が成立しこれらの銀行はそれぞれ自己の社会に対する信用にもとずいて銀行券を発行して貸付をおこない、必要とされる通貨にかわつて銀行券を流通せしめていたのであるが、多種多様の銀行券の流通から生ずるところ

の、それぞれの銀行券の質的な差異、いかえれば発券銀行の信用の相違にもとづく銀行券の価値の変動、それより生ずる貨幣流通の不安定性を除去し、統一ある銀行券を供給するという必要から、多種多様の銀行券の統一が各国いずれにおいても必然的な方向として認められるのであり、銀行券の発行を単一の銀行に限り認めるといふ各国の努力の結果が、中央銀行となつて制度化され、中央銀行は独占的に銀行券の発行権を有するものとして、かかる使命を果すためのものとして成立したものにほかならない。中央銀行と国家との結び付きは国家が特定銀行に銀行券発行の独占権を特許し、それとともに国家のための取引銀行としてその特定銀行が国家の活動に金融的側面において協力するという相互依存の關係にみられるけれども、そのうちで根源を形づくるものは特定銀行に与えられた独占的発券権であり、これを基軸として政府との間に特殊の關係が成立するものといえる。政府は中央銀行を国家の財務機関として利用しているけれども、中央銀行として特定の銀行に独占的発券権を特許する以前においては、独占的発券権をもたない、したがつて中央銀行ならざる銀行との間に取引關係を結んでいたのである。したがつて国家と銀行との関連において銀行と国家とのつながりそのものは、銀行券の独占的発行を認められる以前にさかのぼるとしても、それは政府の銀行ではあるけれども、中央銀行であるということにはならない。多くの発券銀行のうちの一発券銀行であり、且つ政府を重要な取引先とする銀行は政府の銀行であるが、政府より排他的にその銀行に認可された銀行券の独占的発行こそ、中央銀行を中央銀行として成立せしめた根本的要因であるとみななければならない。そしてかかる銀行券発行の独占権を与えられた特定銀行が中央銀行として発足するに至るや、かかる特権を得たものがその結果として政府の銀行として集中的に奉仕するに至つたものとみることが出来る。それ故、多数の発券銀行の中から銀行券発行を独占的に認められた特定銀行の出現こそが、

中央銀行の成立であり、したがって中央銀行をして中央銀行たらしめる根源も、独占的発行権の存否にかかっているものといわなければならない。イングランド銀行は一六九四年成立以来政府への貸付をおこなっており、政府のための銀行であるとともに、一八四四年ピール条令以後は銀行券の独占的発行をおこなうべき銀行として、すなわち中央銀行として発展して来た。そこで政府のための銀行であることが中央銀行の本質であるのか、あるいは独占的発券力を認可せられた銀行が中央銀行であるのかということは明確にしておかなければならない。政府のための銀行は独占的発券力の有無にかかわらず存在していたし、政府をその唯一とはいわなくても最も重要な取引先としてゐる銀行は政府のための銀行といえる。この分類は取引先を基準とした分類で商業銀行、工業銀行、農業銀行等と同じく、その主たる取引相手が誰であるかによる分類である。政府のための銀行はその重要な取引先が政府であるにしても、伝統的に政府を単なる顧客として取扱うべきものとしていたイングランド銀行は、政府を単なる顧客として接していた限りでは、営利の対象をなしていなかったとはいえない。したがってイングランド銀行を営利を目的としない銀行と断定することは出来ない。セイヤーズは中央銀行は営利を目的としない点において他の銀行とちがった独自性をもつものとしてゐるが、目的意識よりみれば営利目的か非営利目的かという区別は、現在の中央銀行を特色づける有力な基準であることは否定出来ないけれども、それをもって中央銀行の本質的なものであるとするならば、その点についてはなお検討されなければならないように思われる。すなわちイングランド銀行は長らく政府の銀行であったが営利法人であった。しかるに中央銀行は営利を目的としない銀行であるとして把握する立場からすると、一八四四年にピール条令により独占的発券力を獲得したイングランド銀行は其の後といえども営利法人として自己の収益に関心を抱き、しかも政府を単なる顧客として接し

ていた限りにおいては、常に中央銀行であったとはいえなくなる筈である。が事実イングランド銀行は中央銀行にはかならなかつた。それ故、営利、非営利を根拠とする中央銀行としからざるものとの分類は平面的であるとともに、かかる観点からの中央銀行の把握は一貫性を欠くものといわなければならぬし、それは中央銀行の本質を見失う危険をはらんでいるといわなければならない。政府を主たる取引先とする銀行は必ずしも中央銀行ではないが、独占的発券力を特許せられた銀行は必ず政府の銀行であり銀行の銀行であり、それは中央銀行である。

- (1) 「資本論」長谷部訳、日評版三ノ三、五二一頁。
- (2) イギリスにおいて一六九四年に設立されたイングランド銀行、アメリカにおいて自由銀行時代に設立された多数の銀行、わが国において明治初年に設立された国立銀行等いずれも銀行券を発行するものであった。
- (3) R. S. Sayers: *Modern Banking* p. 64. (邦訳六九頁)
- (4) R. S. Sayers: *Central Banking After Bagehot* p. 11. (邦訳一八頁)

三 中央銀行の機能

以上の中央銀行成立の事情からみて、中央銀行をして中央銀行たらしめる根源は、独占的発券銀行である点にある。この独占的に銀行券の発行をおこなうということによって中央銀行は成立し、この機能を根底として、其他の中央銀行の機能は、この機能とのつながりにおいて必然的に生じてくるものにはかならないのである。そこでつぎに中央銀行機能をその最も根源的なものから、順次、それよりみちびき出される派生的なものへと統一的に理解を進めて行かなければならない。

中央銀行の機能としてあげられるものは、第一に今まで述べ来たところの發券銀行としての機能である。これは内容に即していえば通貨發行をおこなうとともに、それを調節する機能をも必然的に含まざるを得ない。すなわち通貨の發行が独占せられてゐる結果として、その質については統一性を有してゐるとしても、それが特定の銀行から一元的に供給せられる結果として、供給量に関する調節の問題は不可避的に問題とならざるを得ない。金本位制度のもとの中央銀行券の發行は、金との兌換を要求された場合には、それを実行するという立前のもとにあり、金準備の増減に応じて銀行券發行の調節をすることが必要であると考えられ、このような考え方にもとづいて、通貨主義者は銀行券發行を調節しようとした。これに対し、銀行主義者は銀行券の發行は社会の必要によつて規定せられるのであり、商品流通を反映した手形と引換に發行される銀行券は、社会の必要に応じて發行せられるものであるから、銀行券の増発はかならずしも物価騰貴をもたらすものではないと考え、さらに銀行的な調節は銀行が任意に増減出来るものではなく、社会の必要に応じて發行せられるわけであるから、その人為的に反對する立場をとつた。通貨の發行を調節することに関して、金本位制度のもとにあらわれた両学派の対立は、金本位を離脱して金との兌換を停止した管理通貨時代においては、通貨を国家が管理するという制度の必然的結果としてその調節は当然のことと考えられ、中央銀行の通貨發行にもなうその調節機能は重要な意義と任務を負うこととなつた。そして通貨發行調節に関連して、中央銀行の目的は通貨価値の安定に置くべきか、あるいはまた通貨価値の安定を考慮に入れながらも、より高次の目的、たとえば国民經濟の成長、雇傭問題の解決等の一般經濟政策に奉仕すべきものであるかをめぐつて論議せられることとなつた。しかしいずれにせよ金本位制度、

管理通貨制度時代を通じて中央銀行のもつ通貨発行ならびにその調節機能は中央銀行の本質的機能として一貫して中央銀行機能の中心的存在となつて来ているといわなければならぬ¹⁾。その後、預金通貨が現金通貨とともに購買手段、支払手段として広く利用せられ、量的に大きな割合をしめるようになって以来、通貨量の統制は現金通貨とともに予金通貨に対する規正をも必要とするに至り、通貨全体が中央銀行の関心のまことなるに至つた。そこで預金通貨をふくめて中央銀行は通貨の量的統制をおこなうこととなつたが、しかしながら一般銀行の預金通貨を中央銀行が直接統制することは困難であり、そこに現金通貨の嚴重な統制を通じて間接的に市中銀行の預金通貨造出を統制せざるをえなくなり、銀行券の発行は社会の通貨量全体の考慮の中で一そう慎重にとりあつかわれなければならぬ。ここに銀行券の発行の統制がより一そう中央銀行にとって重要な機能となるに至つた。中央銀行は銀行券の独占的発行を核心として経済社会に関連をもつものとして成立したのであるから、通貨発行およびその調節ということの中央銀行機能における重大性は、中央銀行の成立以来、少しも変化していない。中央銀行の主たる取引相手である銀行および政府との間に成立している銀行の銀行としての機能、および政府の銀行としての機能は、上述の通貨発行、調節機能としての機能から不可避的、必然的に生じてくるものにはかならない。そこでつぎに銀行の銀行としての中央銀行の機能を発券銀行としての中央銀行の機能の必然的結果として述べなければならぬ。

中央銀行は銀行の銀行として一般市中銀行の最終的貸出ならびに中央決済機関としての立場に立っている。独占的発券銀行として中央銀行が成立するに及んで、それ以外の従来の発券銀行は銀行券発行権を順次、中央銀行に委ねるように規定せられることとなつた。これはイギリスにおいてはもちろん、アメリカ、わが国においても等

しくみられる現象である。そこで銀行券發行権を失うこととなつたそれまでの發券銀行は銀行券の發行をおこなわない銀行としての方向をたどることとなつた。ここに預金銀行があらわれることとなり、預金銀行は一般大衆との間に預金取引、貸付取引等をおこない、預金の引出、貸出にそなえて一定額の銀行券を準備することが必要であり、必要銀行券を預金蒐集によつて入手したけれども、不足する場合には、その供給を独占的發券銀行より受けなければならなかつた。みづから銀行券の發行が出来た当時とは異なり、銀行券は特定の銀行すなわち中央銀行によつてのみ發行されるようになった結果として、必要銀行券の供給は、いずれの銀行も最終的、窮局的には中央銀行よりの貸出に依存せざるを得なくなり、ここに中央銀行は一般銀行に対する銀行券の最終的貸出機関となる。これは銀行券發行が独占せられているために、一般銀行がその供給をうけるためには必然的に中央銀行にたよるといふ結果を生ぜしめたものにはかならず、その意味で独占的發券銀行としての中央銀行の機能と、最終的貸出機関としての中央銀行の機能とは有機的なつながりのもとにおかれているのである。さらに一般銀行は中央銀行より貸出をうけるとともに、中央銀行に預金をもち中央銀行による各銀行預金の相互振替により、銀行相互間の貸借すなわち、手形交換、為替取引等から生ずる一般銀行相互の債権・債務の決済をおこなうこととなり、ここに中央銀行は一般銀行の中央決済機関としての機能を果すこととなる。かくして独占的發券銀行としての中央銀行の機能から発して、それが一般銀行とのつながりにおいては、銀行の銀行として、最終的貸手ならびに一般銀行の中央決済機関としての機能が生ずることとなるのである。中央銀行は銀行の銀行として一般銀行に対し、最終的貸出ならびに中央決済機関としての立場に立つことにより、一般銀行への貸出を通じて彼等の貸出能力を補強拡大し、さらに中央銀行預金を手段として一般銀行による預金通貨創造に統制を加え、自己の統制下に

おくことが出来る地盤が出来上るのである。

独占的発券銀行としての特許を独自の政府より与えられることによつて成立する中央銀行は、成立当初から特許を与えた政府との間には他の一般銀行と相違した密接な関係のもとにおかれざるを得なかつた。独占的発券権の免許を独自の得た特殊な銀行としての成立の経緯の中に、中央銀行が政府の銀行として政府の活動に金融的に協力するという立場におかれるべき地盤が形成せられていたのである。かくして中央銀行は政府の銀行としての機能を果すこととなるが、この政府の銀行としての機能は銀行の銀行としての機能と同じく、根源的には独占的発券銀行としての機能を軸とし、それを根底として政府との間に密接な関係を生じ、それより政府の銀行としての機能がおのずから生ずるという関係におかれているのである。元来、政府の銀行とは政府を重要な取引先として、政府のために金融的協力をする銀行であり、中央銀行成立までは特定の、もしくは不特定の銀行が政府の銀行としての立場に立たざるを得なかつた。これは政府の銀行とはいえるけれども、必ずしも中央銀行ということの意味するわけではなく、中央銀行の成立により中央銀行は独占的発券権を特許せられた特殊な銀行としての関係から、おのずから政府の銀行としての立場に立つこととなつたものといえる。ここに中央銀行は政府の銀行として国庫金の収納、支出、保管、決済の貨幣取扱業務を政府のためにおこない、政府債券の発行償還等の事務をも引受けるという立場に立つこととなる。政府は一般銀行とともに中央銀行の最も重要な取引先であり、政府は中央銀行の協力を得て、その財政活動にもなう貨幣取扱の業務が円滑に遂行せられることとなるのである。

このように発券銀行として、銀行の銀行として、さらに政府の銀行として、いいかえると通貨発行調節機関としての、最終的貸出ならびに中央決済機関としての、さらに国家の財務機関としての機能をいとむ中央銀行は、

これらの機能を通じて、金融の中央統制機関としての機能を果すべき立場におかれることとなる。本来、中央銀行は通貨発行調節機能を中核として成立したのであるが、その発展の過程をつらぬいて通貨発行調節機能は一貫してその重要性を失わず、中央銀行はその主たる取引先である一般銀行および政府を通じて、通貨の発行および調節をおこなうという立場に置かれることとなる結果、その業務活動を通じて一国の金融統制を執行するという機能を果すこととなる。中央銀行は一般銀行と同じように預金、割引、貸付、有価証券の売買等の業務をおこなうけれども、これらの業務を通じて金融統制の責を果すこととなり、その業務そのものが金融統制の具体的な執行という意味をもつ。すなわち、貸出業務を通じて金利政策が、証券の取扱業務を通じて公開市場操作が、そして預金業務を通じて支払準備政策があらわれ、これらはいずれも中央銀行業務を通じておこなわれ、それが通貨政策の具体的なあらわれである。ここに中央銀行の業務すなわち通貨政策であり、通貨政策すなわち中央銀行の業務となつてあらわれる。かくして金融統制の執行機関としての機能が生ずるのである。中央銀行の貸出業務を通じてあらわれる金利政策は、本来割引政策として出現したものが、後に手形割引に対してのみならず、貸出一般に対する金利の変更という形で、すなわち公定歩合の変更という形をとり、今日では金利政策となつてその適用の範囲が拡大されたものにはかならない。周知のように、金利政策は中央銀行が貸出金利を上げたり、引下げたりすることによって、企業における金利負担の軽重に影響を及ぼし、それが企業の資金需要の増減となつてあらわれる結果、金利の変更を通じて貸出資金の供給を調節しようとするものである。金利政策が有効に作用するためには中央銀行の金利上げが、一般市中銀行の貸出金利の引上をもたらし、それが企業の資金需要に影響を及ぼすように、中央銀行と市中銀行とが金利について同一歩調をとるような状態になつていることが必要であ

る。別言すれば中央銀行の金利の変更が市中銀行の金利の変更をもたらさないような状況では、金利政策の効果は生じて来ないのである。中央銀行の動きに市中銀行が追従して活動するための前提は、市中銀行が資金的に中央銀行に依存する度合如何によるとともに、中央銀行を中心とする銀行制度が統一的に組織されていなければならぬ。かかる前提においてのみ中央銀行の金利の引上、引下が市中銀行の資金供給能力に作用するものとなつてあらわれるのである。それ故、市中銀行が預金を獲得し、さらに集中化の傾向にむかつて大銀行化するにつれて、中央銀行に資金的に依存する度合が低まるやいなや、金利政策はその有効性の限界につきあたりざるを得なくなる。それ故、金利政策を有効ならしめるためにも、そして金融政策を強力に推進するためにも、金利政策とはことなつたあたらしい政策手段を必要とするに至るのである。金利政策は、金融政策としては歴史的にも、最も早くからあらわれたものであるが、金利政策につづいて出現し、そして金利政策と併用され、一体的に運用されて金融政策の有効性を補強する作用を果すものに公開市場操作がある。公開市場操作は中央銀行が保有する有価証券、手形を一般市場に売り出して、もしくは一般市場の証券類を買入れることによつて、金融の統制をはかろうとするものである。中央銀行による証券類の販売は市中の金融を収縮し、反対に証券類の中央銀行による買上げは金融を緩和することとなる。これは中央銀行による証券の取扱業務を通じてあらわれることとなるが、公開市場操作は、それだけが独立して用いられる場合のほかに、前述した金利政策と併用されることによつて金融政策全体の有効性を増加することとなる。すなわち金融引締を必要とする場合において、市中に資金が豊富に存在し、金利の若干の引上のみではその有効性がうたがわしい時においては、中央銀行は保有証券の売却により、市中の資金を吸収し、それにつれて市中銀行の資金状態をきゆうくつにし、市中銀行が貸出をおこなうためには、

中央銀行に依存せざるを得ないような状態をつくり上げ、市中銀行が中央銀行に借入の申出をする時には、金利を引上げることによって、市中銀行の貸出金利も当然引上げざるを得ないような状況をつくりあげるのである。ここに公開市場操作と金利政策とは併用されることによって、その金融政策手段としての効果を發揮出来ることとなる。この公開市場操作が有効に作用するためには操作の対象をなす適当な証券類が存在しているということ、第二に市中銀行および其他金融機関が中央銀行の操作に応じて活動し、中央銀行の活動と逆行するような操作をしないことが必要であるが、第三にそのためには金利政策を効果的ならしめる場合の条件と同じく、銀行制度が中央銀行を中核として整備されていることが必要である。それ故、公開市場操作のみでは、市中銀行による逆行的操作（すなわち中央銀行による証券売却に対して、市中銀行が購入証券を再び手放して資金を獲得するような場合）によって公開市場操作はその効果を減殺されることとなるから、金利政策と併用されることによって、たとえ公開市場操作単独ではあげえないような金融的效果も、充分に發揮されることとなるのである。わが国での公開市場操作は公開市場操作というよりも、むしろ市場操作といえるが、これは中央銀行と市中銀行其他金融機関との間には証券の売買はおこなわれているが、未だ一般大衆がそれに参加するというような状態にまで達していない理由によるのである。貸出業務を通じての金利政策、証券の売買を通じての公開市場操作は、いずれも中央銀行における資産たる手形、証券等を用具としておこなわれる政策手段であるが、これに対し、中央銀行の負債、すなわち預金を通じて金融統制がおこなわれるのが支払準備政策である。手形、証券を媒介とする金利の変更、証券類の売買は、それによって供給通貨の増大、通貨の収縮を社会的にもたらすこととなるが、中央銀行資産の増減は同時に中央銀行債務たる銀行券および中央銀行預金の増減を反応的にもなわざるを得ない。

たとえば貸出の増加、証券類の買入は一方では中央銀行資産の増加であるが、他方では貸出増加、証券買入にもなつて中央銀行より通貨が社会へ供給されることとなる。中央銀行通貨は、銀行券の形態をとるか、もしくは中央銀行預金の形態をとることとなり、いずれも、中央銀行の負債に属する。それ故、中央銀行債務の増減は中央銀行資産の変動を通じてもたらされ、それは通貨供給量の変動につらなることとなる。それ故に、中央銀行債務そのものに規制を加えることによつて、供給通貨量に増減をあたえることが可能となる。中央銀行債務のうち中央銀行預金を用具としておこなわれる金融統制が準備預金制度もしくは支払準備政策である。元来、中央銀行預金は銀行券と同じく中央銀行の債務であるが、いつにても銀行券の形態で預金を市中銀行は引出すことが出来るわけである。それ故、中央銀行預金はその預金の存在自体が潜在的発行といわれる。それ故中央銀行預金は市中銀行にとつて保有現金と同一視せられ、保有現金とともに市中銀行の現金準備を形成する。歴史的には支払準備は預金者保護の見地から預金に対する一定割合を中央銀行へ預金させるものであつたのが、金融統制の手段として利用せられるに至つたものであり、一般銀行の預金額の一定割合を中央銀行へ預金させるものである。中央銀行および一般銀行の預金の中には現金を受け入れることによつて成立するものもあれば銀行が貸出をおこなつて、その額を預金に振替えることによつて成立する造出預金もある。それ故、預金通貨が現金通貨にかわつて広く用いられるようになった現在では、預金通貨の市中銀行による造出を抑制することは通貨調節の重要な部分となすのである。それ故、市中銀行の預金造出を抑制するためにも、預金額の一定割合を中央銀行に強制的に預けしめることは、預金造出の形態による通貨供給を抑制し得ることとなるのであり、銀行券にかわつて預金通貨が重要性を帯びるに至つた今日では、預金通貨造出の抑制はいよいよ重要性を加え、その抑制手段たる支払準備政

策はその重要性を増大しつつあるといえる。イギリスにおいては支払準備の率は慣習的に定まらうとして法律によつては規定されてはいないが、アメリカにおいては準備率は地域別および預金の種類別によつて、それぞれ保有すべき率が法定されている。連邦準備制度理事会は法定された最高、最低の率の枠内で適時、準備率を決定する権限を与えられている。わが国においても昭和三十二年五月に準備預金制度が法定され、預金額の一〇%を準備率の最高限度とすることが規定されるに至つたが、その時々々の具体的な比率については日銀政策委員会が定めて、大蔵大臣が認可を与える権限をもつものとなつて⁽²⁾いる。いずれにせよ準備率の引上は貸出資金を中央銀行預金として拘束することを通じて市中銀行の貸出能力を減退させ、逆の場合は中央銀行預金の法定比率超過分を生ぜしめることを通じて、市中銀行資力に余裕をもたらし、それは市中銀行の貸出能力を増大させることとなる。

金利政策、公開市場操作、準備預金制度のいずれも、金利の変更、証券売買、中央銀行預金の保有率の変更を通じて現金通貨、預金通貨双方に対する量的な統制をおこなうものであるのに対し、供給通貨の流れて行く方向に統制を加えようとするものが、質的金融統制であり、選択的信用統制ともいわれる。しかし中央銀行による量的統制といつても、量的変化は市中銀行を通じてある産業部門への供給通貨を増減させるものであるから、質的統制と無関係ではあり得ず、また質的統制も、それを通じて通貨供給総量に変化をもたらすならば、それは量的変化と無関係ではあり得ないわけである。しかしながら量的統制はその直接の目的とするところが、通貨供給総量の増減であり、その流れる方向に関係ありとしても、それは量的金融統制の直接の目的をなすものではない。これに対し、質的金融統制も量的変化に関連をもつとはいへ、直接的には資金の供給方向を規正することを目的とするものであり、量的変化は質的統制の目的とするものではない。質的統制は中央銀行をふくめて全銀行制度

が経済政策の協力者として執行するものであり、量的統制が通貨供給量の増減を通じて通貨価値の安定に直接的つながりをもつのに対し、質的統制はむしろ通貨供給の円滑化を問題とするものとみることが出来る。中央銀行は経済政策の示す方向において国家目的に協力して質的金融統制を推進する機能を果すこととなる。しかし質的金融統制の出現は、国家が経済の分野に強く干渉せざるを得なくなるに至った国家独占資本主義において、いよいよその重要性を増大して来たものであるのに対し、量的金融統制は中央銀行成立以来、中央銀行固有の業務目的として存続して来たものである。しかし量的統制そのものが中央銀行成立以来、中央銀行の業務の中心をなして来たとはいえず、金本位時代における統制と管理通貨時代における量的統制とでは、量的統制の対象において、対象範囲が拡大し、その政策手段も増加し、政策態度も積極的なものに変化せざるを得なかつた。⁽³⁾ これら中央銀行の通貨政策の変化において、かかる変化を起さしめたものは根源的には金本位制度の崩壊による管理通貨制度の出現にはかならないのである。

(1) 銀行券の発行を政府が中央銀行に特許するにさいして、それを法的に規正するために、発券制度を制定して、それによって発券活動をおこなわしめることとした。発券制度としては、金準備と同額の銀行券の発行は別として、保証発行額を直接的に定めるものから間接的に定めるものへとすすみ、ついに最高発行限度額のみを定めるものへとすすんだ。さらに最高限度も拘束しない方向へとすすもうとしている。

(2) 日銀調査局「各国の中央銀行制度」一四二頁。

(3) Relations between The Central Banks and Commercial Banks. p. 9~10. (邦訳四~五頁)。

四 中央銀行機能の発展

金本位時代においては金融政策は金利政策を中心として有効に推進され得たのであり、その対象をなす通貨は、金と兌換可能な状態におかれていた。それ故、通貨の対内的価値と対外的価値とは密接なつながりを持ち、金を通じて両者は一体化の関係におかれており、通貨価値の安定を目ざす政策も、金準備に注意を払うことによつて兌換を確保することの出来るような金準備の保有に政策目標を置き、そのために必要とされる政策手段を適時採用すればよかつたのである。しかるに金本位制度にかわつて国家が通貨を管理することになるにおよんで、対外的には金が国際貸借の最終的決済に利用せられるとはいへ、国内的には金保有額に拘束されることなく、銀行券を発行することとなつた。その結果、通貨の対内価値と対外価値とは金本位時代におけるのとことなつて、関連ありとはいへ、別々に切り離されて管理せられることとなり、それとともに、国際間の貸借はかつては個々の決済され得たものが、中央銀行に集中されて決済されることとなり、中央銀行が金準備を集中的に保管することを通じて、国際金融の代表機関として機能するに至つたのである。ここに中央銀行は通貨の対内価値、対外価値の分離的管理をめぐつて、通貨の対外価値を維持することに重点を置くべきか、もしくは通貨の対外的価値よりも国内通貨の円滑な供給に重点をおくべきか、いわば貨幣的国際主義の立場に立つべきか、貨幣的国家的に活動すべきかとの問題が再燃することとなる。⁽¹⁾貨幣的国際主義といへどもそれは「国際的に考慮せられた国家的政策」⁽²⁾にすぎないのであるといえるにしても、貨幣的国際主義、貨幣的國家主義いずれにおいても通貨価値安定をめぐつては、金本位時代以上に管理通貨時代には通貨政策のもつ重要性は増大し、積極的なものにならざるを得なくなつた。そして政策態度が積極的なものになるとともに、政策対象においても、預金通貨が増大するにつれて、広範となり、金本位時代に金の流出入にともなつて、おこなわれた金利政策にのみたよるのでは不充分と

なり、金利政策以外に公開市場操作、支払準備制度等の政策手段が増加することとなり、これらの一体的活用によつてのみ、金融政策が効果的におこなわれるに至ることとなった。しかしながら金融政策の態度が積極的となり政策手段が増加したといえども、金融政策それのみによつては、その目的とする「通貨価値の維持」を実現しうるものではなく、特に国家活動の領域の増大にともない財政支出が増大するに及んで、財政の国民経済上においてしめる割合が増大し、金融政策そのものが財政の影響を強く受けて、それによつて規定されるようになる結果、金融政策も財政政策との関連を無視しては、その効果をあげることは困難となり、金融政策の効果の限界は、他の経済政策、特に財政政策の在り方如何によつて劃されざるを得なくなるに至つた。⁽³⁾すなわち「通貨価値の維持」に努めようとする金融政策も、財政支出の膨大化によるインフレ政策の前にはその効果は削減されざるを得なくなる。また金融政策手段としての金利政策においても、金利それ自身の国民経済において占める重要度の弱下にもなつて、金利のもつ統制力が、金本位時代におけるごとく必ずしも有効に作用しなくなるに至つている。たとえば企業においては金利負担を考慮するよりも、それ以上に、財政との関連においての税金負担により多くの関心を示し、それ故、金利の引上は企業に対しての規制力を弱めているとともに、企業は支払利子に対して関心が低下するとともに、受取利子についても高金利に対しては魅力を感じずるわけでもない。けだし企業の預金は利殖を本来の目的とするものではないからである。かくして金利政策そのものが金本位時代においてもつていたその有効性を弱めて来ているものといわなければならない。それ故に金利政策そのものを有効たらしめるためにも、さらに金利政策をふくむ金融政策そのものを有効ならしめるためにも、財政の金融に及ぼす影響を考慮して財政そのものも金融に逆行的作用を及ぼすことのないような、規模方向において運営されることが要請せられる

こととなる。また金利政策においても、その有効性を失なわしめないうために、公開市場操作、準備預金制度との有機的関連がいよいよ必要とされることとなるのである。とりわけ金利政策が弾力的に運営され、しかも有効な効果を示すためには、そのような地盤を形成することが必要とされ、そのために金融政策の側においては、準備預金制度は一般銀行に対して劃一的且長期的に影響を及ぼす政策手段として作用し、公開市場操作は、季節的資金需要の調整の有効な手段として採用され、かかる基盤の上において金利政策が経済状況の短期的な変動に対応して、弾力的なる変更を通じて「通貨価値の維持」およびそれを前提とするより高次の経済政策の目標を追求すべく操作されることとなり、金利政策を中心として金利政策を効果的ならしめるために、他の政策手段が有機的に採用されることがいよいよ必要とされるに至つたのである。しかしその場合といえども、財政の金融に対する影響は基礎的大前提として金融政策全体を制約するという立場におかれてるのであり、財政の金融に対する関係は、国家独占資本主義の段階においてはいよいよその影響力を大にして行く傾向にあるといえるし、それ故、金融政策の効果も、いよいよ財政政策に依存することとなるといっても過言ではないのである。ここに財政政策と金融政策との関連において、政策主体である国家と通貨政策をその業務を通じて執行する中央銀行との関係が大なる問題となつて世界各国において論ぜられ、それはわが国においては、日本銀行法改正の論点の中核をなしている。中央銀行の中立性もしくは独立性をめぐる問題がそれであるが、これは所有関係における中央銀行国有化問題とも関連をもっている。それ故中央銀行が世界的傾向として国有化に向いつつある今日、国有化との関連において中央銀行特に日本銀行の中立性、独立性の問題を検討しなければならない。

(1) 貨幣的国際主義は通貨主義につらなり、貨幣的國家主義は銀行主義につらなる。通貨主義と銀行主義の対立は古く、且

つ管理通貨時代においてもなお継続しているといえる。

山口茂「銀行券発行制度の問題点と管理通貨制の理論」（大蔵省銀行局、中央銀行制度所収）。

(2) 鈴木武雄「金融政策と中央銀行」（同右）。

(3) Relations between The Central Banks and Commercial Banks. p. 13~14. (邦訳九頁)。

五 中央銀行国有化ならびに独立性の現実的意義と問題点

中央銀行を国家の所有のもとにおき、その運営も国家によっておこなう国有国营においては、中央銀行の国家への従属関係は形式的にも実質的にも実現されているものとみることが出来る。これに対し、所有関係においても運営面においても私有、私营の体制においては中央銀行の独立性は形式的にも実質的にも実現しやすい体制にあるといえよう。かかる両極端の中間的存在として所有関係は私的所有もしくは半官半民的所有において、その首脳者は国家が任命するという国家管理の体制もみられる。世界的趨勢として、社会主義国家が出現するとともに、資本主義の発展につれ経済に対する国家の作用が増大し、国有企業の傾向的増大の中で、中央銀行も国有化の方向に向いつつあるものといえる。イギリス、フランスにおいても中央銀行の国有化は既に実現され、わが国は半官半民的の所有形態におかれている。資本主義の世界的傾向が中央銀行の国有化へ向いつつある中で、歴史の法則に逆行して中央銀行の私的所有化を実現しようとすることは歴史の法則を無視するものであり、それは中央銀行を私的企業化するものであり国家的見地から活動することをますます必要とされる中央銀行に適合した所有形態ということは出来ない。中央銀行の所有の問題にかぎらず、経済法則、歴史法則を無視した政策ならびに制度

は遠からず法則の貫徹によつてその無力さをさとられるにちがいない。中央銀行制度といえども変貌をとげながら推移する社会における一制度にすぎないのであるから、社会の發展法則を反映し、社会的基盤の変化にともなつて中央銀行制度も変化する。それとともに中央銀行制度そのものが社会的基盤に作用することも否定出来ない。しかしいづれにせよ、社会的基盤と切離された中央銀行は制度として有効に作用することは不可能といえる。中央銀行の所有問題もそれ故に社会的基盤との関連においてのみ検討されなければならないことは、現実的な中央銀行制度の在り方を問題とする場合の基礎的前提をなすものといえる。その社会的基盤が自由資本主義から独占化へ向い、さらに国家独占資本主義といわれる現段階において、かかる社会的基盤を反映し、その發展方向に則した所有形態が純然たる私的所有から国家所有の方向へ向いつつあることは、社会の必然的方向といえる。その意味で国有化へ向うことが歴史的法則に則した方向であるといえよう。かかる傾向の過程において、私的所有に拘泥することは歴史の齒車を逆転することに等しく、方向としても正しいものと思われぬ。ところで現存する中央銀行の在り方がその所有問題をもふくめて一般的に問題とされる場合、その在り方に対して目がむけられるということは、第一にその存在の仕方が与えられた社会にとつて必ずしも適合するような状態を示していないということを物語るか、または与えられた社会に適合しているけれども、さらに一層よきものに仕上げようとするかのいずれかである。いずれの場合においても制度を問題とするためには、制度そのものの存在する社会が、どのようにして推移して来て、それはどのような方向に向つてすすんで行くかという社会的な基盤の上に立つて、その上でその中に存在する制度すなわち中央銀行が問題とされなければならない。今日おこなわれている中央銀行制度の改正問題は、資本主義社会という社会的基盤の上で論議せられているのであるが、その資本主義社会が

歴史的、過程的存在にすぎないことを認めるか否かによつて、社会観は異ならざるを得ない。資本主義が自由競争の支配する段階より、独占の支配する独占資本主義の段階へ推移し、今日、国家独占資本主義といわれていることはすでに人々によつて認められているところである。封建制社会を別にしても、資本主義そのものが右のように推移、変貌して来たのであるから、将来も今日の資本主義体制がそのまま永遠につづくということは何人といえども盲信するわけにはいかない。資本主義の変貌の過程を主体的に促進せしむるか否かはともあれ、資本はそれ自体運動をすることを通じて、その存在する社会を徐々に変貌することとなり、それは競争を通じて独占をもたらし、さらに国家権力と結合して国家独占資本主義へと進むことは、資本の進むべき歴史的必然性にはかならないのである。このような過程のなかで経済に対する国家の作用が徐々に増加して行くこととなるのは、資本がみずからを維持するためには国家権力に依存せざるを得ない不可避的な結果である。資本主義社会における国家は、本質的に資本の擁護という立場に立つものであり、資本主義国家における経済制度の改革が、体制そのものをおびやかすがごとき限界まで、推進められることは、観念的にはともあれ、現実的、具体的には望むことは出来ない。それ故、現実的、具体的な制度が問題となる場合には、資本主義という現実の基盤の上にしか立つことは出来ないのである。しかし資本主義の現実が多くの対立矛盾をはらんでいることも事実である。この資本主義のもつ対立、矛盾が幾分なりとも除去せられる制度をつくりあげることが、資本主義が維持せられるためには不可欠のこととなる。それ故、資本主義国家において諸制度の改革を資本主義の枠内で検討する者は、資本主義社会の擁護者という立場に不可避的に迫込まれることとなるのである。資本主義内の対立矛盾を激化することを通じて急激に資本主義体制と異なつたあたらしい社会を望むか、あるいは資本主義内の対立矛盾を可能な

かぎり除去することによって、一方では資本主義を維持する役割を果しながら、他方では漸進的に、より矛盾対立の少ない社会体制へ推移させるか、人それぞれ意見を異にするところである。しかし資本主義の対立矛盾を如何に除去するとしても、本質的には資本主義社会でなくなるわけではなく、それは修正されるにすぎない。修正された資本主義において、修正することを通じて、積極的にあたらしい社会体制へと推進せしめるか、あたらしい社会に対して消極的な立場に立つかによって異なるにせよ、修正の程度を異にする資本主義社会にすぎないのであり、資本主義体制からは、ぬけ出すことは出来ないのである。そうであるかぎりには、資本主義社会内に存在する矛盾対立を出来るだけ多く除去するという方向において中央銀行の制度的改革を問題とする以外には、問題のとりあげようは他にないのである。

そこでこのような観点から中央銀行制度の改正をとりあげる場合には、まず中央銀行による独占資本強化の方策は何であるかということが最初に明らかにされなければならない。そして、それを明らかにすることを通じて、中央銀行制度においては、それより生ずる対立矛盾を可能なかぎり除去するという観点から検討されなければならない。したがってそれは資本主義社会の必然的な方向を一方では促進し、他方ではそれより生ずる対立矛盾を除去しうるような制度でなければならないこととなる。ところで資本主義社会において金融政策を通じての独占資本を維持、強化するための方法は、大企業への集中融資政策である。これはインフレ政策であれ、デフレ政策であれ一貫して既におこなわれて来ているといえる。インフレーション下においてはもとよりデフレ政策のもとにおいてさえも、通貨価値を安定させるといふ名のもとに金融引締をおこなうことによつて資金が相対的に大企業へ集中するという結果となつてあらわれており、このことは通貨価値の安定の名において独占資本の維持、強

化が継続的におこなわれていることを示している。そのことは相対的には小企業が金融難におちいらざるを得ないことを意味している。そこで金融緩慢、金融逼迫いずれにせよ、量的金融統制によっては独占資本への融資集中傾向はさげられない以上は、小企業への金融難を除去するために、金融の質的統制を強行することによって観念的にはそれが可能のようにみえる。しかし資本主義企業たる市中銀行が、その取扱う資金を安全性と収益性の両者の期待されうる大企業へ集中することは経済の必然的法則であり、したがって市中銀行に多くを期待することは出来ないし、いわんや企業との間に直接的取引関係をもたない、銀行の銀行たる立場にある中央銀行に、それを実行させることはいよいよ不可能であろう。そこでそれを実現するためには国家資金による政策金融にたよらざるを得ない。すなわち弱小企業に対しては、国家資金供給を増大して、その金融難を緩和するとともに、他方、日本資本主義の現状から貿易に依存することはさげられないから貿易金融、ならびに国家的に特に重要不可欠の特定企業へは優先的に国家資金を振り向けることもやむを得ない。現状においても国家資金は財政投融资を通じて大企業へ流れて行っているわけであるから、それを継続することは、国家独占資本主義の歴史的必然的法則に逆行するわけではなく、それを通してさらに特定大企業と国家との結合関係が深まり行くこともさけることは出来ないとしても、国家がそれら特定企業に資金面を通して関連を持つことにより、国家による管理、運営への足がかりとすべきである。ここに政策金融のもつ必要性と重要性は一段と増大することとなる。

そこで国家資金をふくめて通貨総量を対象として、その価値を安定するための政策主体が問題とならざるを得ない。中央銀行が政策金融の主体ではない以上は、また中央銀行が政策金融をなし得ないかぎりには、民間資金、国家資金を一体とする広義の金融政策の主体は制度的にも、論理的にも中央銀行であるとはいえない。それ故、

政策金融の重要性を考慮に入れるならば、国家資金、民間資金をふくむ広義の金融政策の主体はおのずから中央銀行以外のものに属するものとしなければならない。しかしこれは広義の金融政策の主体に関する問題であつて、金融政策のなかにふくまれる通貨価値の安定に関する技術的な面については、中央銀行は政府の指示をまつまでもなく、独自に機能する権限を与えられるべきである。通貨を対象とする専門的機関である中央銀行に可能なかぎり通貨の操作をゆだねることは、極めて能率的な在り方であるといえるし、そのためには日銀政策委員会を増強し、最大限度の自主性をそれに与え、中央銀行は委ねられた金融政策手段の合理的操作によつて、通貨価値の安定を実現すべきである。元來、中央銀行の目的とし任務とするところは、適切な金融政策手段によつて「通貨価値の維持安定」におかれるべきことは、すでに多くの人々の認めてゐるところであり、また中央銀行成立の経緯に照らしても通貨発行調節こそ、その本質的機能をなすものといわなければならない。「通貨価値の安定」を実現するために、中央銀行に可能なかぎり、その操作をゆだねることは能率的な在り方といえるし、また政策手段の決定其他最大限度の自主性と権限を中央銀行に認めることは、中央銀行の主体性を尊重し、その自主的判断に大なる信頼を与へてゐることを意味し、それは中央銀行の独自性、もしくは中立性の尊重につながることもなる。しかしながらその限界こそが問題の核心をなしてゐるのであり、その限界をめぐつて中央銀行の中立性もしくは、政府への従属性が如何なる程度においてあるべきかが論議されつづけて來てゐるのである。⁽²⁾

ところで通貨価値安定を目的とする中央銀行がその目的を実現する手段として最大限度の政策手段と独自性を与えられたとしても、その成否は、その基礎的前提としての經濟政策特に財政政策の如何によつて規定せられてゐるのであり、中央銀行がその目的を達成しようとして如何に努力するとしても、それと逆行する經濟政策が他方で

遂行されるとすれば、中央銀行の努力が相殺されざるを得ないのであり、したがって中央銀行のみの努力によっては通貨価値の安定という中央銀行の任務を果すことは困難であるといわなければならない。財政支出の増大によるインフレーションのもとでは、中央銀行はその政策手段を如何にたくみに組合せて通貨価値の安定を維持しようとしても極めて困難であろうし、それを実現しようとするれば政府支出の増大による通貨価値の下落を、民間資金の収縮によつて、通貨価値の維持をはかる結果とならざるを得ないし、そのことは政府の側からする民間資金への圧迫という結果となつてあらわれる。しかも、民間資金への圧迫は、弱小企業に集中されるということにならざるを得ない。他方、財政支出の削減によるデフレ政策のもとにおいては、中央銀行は通貨価値の安定という自己の任務を果すことは比較的容易であろうし、民間資金は、財政よりの圧迫、影響を蒙ること少くして、経済の状勢に対応して、それみずからの法則にしたがつて運動しつづけるであろう。それ故に、中央銀行としてその任務に照らして特に関心をもつのは財政支出の増大によるインフレーション、それにもとづいて生ずる通貨価値の下落という事態が生ずる可能性のある場合であろう。それ故、中央銀行としては、かかる事態をもたらずインフレ政策を政府がとらないように政府に期待し、勧告することが必要となつてくるのであり、中央銀行としては以上の前提が実現される場合においてのみ、その自己の任務を果すことが出来るものといわなければならない。そして政府と中央銀行との協調が可能な場合においては、そして可能であるという保証がある場合においては、政府の権限と中央銀行の権限をめぐる対立の問題、すなわち指示権をどうするかというような問題の生ずる余地は極めて少ないといわなければならない。かかる問題は政府が財政支出の増大によるインフレ政策を強行しようとし、それに対し中央銀行がその通貨価値安定の任務に照らして、如何に対応すべきかという事態において生ず

ることとなるであろう。政府がインフレ政策を強行するかぎり、たとえ中央銀行に金融政策手段の運用決定についての広範な権限が与えられていたとしても、政府のインフレ政策の前には充分な効果をあげることは困難であろう。しかしながらそれにもかかわらず中央銀行が強力に且激烈な手段をとることによって通貨価値の安定を維持することは、あるいは可能であるかも知れない。しかし、その場合における最大の犠牲者は弱小企業であることは、金融引締による通貨の収縮が小企業に対する貸出の削減ということによつてはじめてられることからみても明らかなるところである。そして犠牲者たる弱小企業の金融的な面からのみする救済でさえ中央銀行は実行することは出来ない立場に立たされているのである。けだし銀行の銀行としての立場にある中央銀行は企業との間に直接的取引関係はなく、それを実行することは不可能といえる。それ故に政府のインフレ政策のもとで中央銀行にたとえ強度の独立性が与えられたとしても、その独立性を強力に發揮して中央銀行本来の目的を遂行しようとする場合には、それは小企業の犠牲においてのみ達成されうるのであり、その救済融資の責務を中央銀行が持つてない以上は、中央銀行の独立性は、日本資本主義で多くの部分を占めている弱小企業およびそれにつらなる労働者にとつては、いいかえれば国民の大多数の者にとつては無縁のこととあらざり、中央銀行の独立性を支持することに困難を感じるにちがいない。そして政府と中央銀行との権限争いにすぎないと批判されるおそれが多分にあるといわなければならない。中央銀行の強度の独立性が制度的に確立されることは、それが実質的に国民大衆の利益につながるかどうか尚検討されなければならない。むしろ国民大衆の利益は中央銀行の独立性よりも、根源的には政府の経済政策の在り方に左右されざるを得ないのである。

そこで政府のインフレ政策による通貨価値の下落によつて、あるいは政府支出増大に帰因するインフレーション

ンを、通貨価値安定の必要から収縮しようとする中央銀行のドラスタックな政策手段によつて、苦境に立たざるを得ない犠牲者を生ぜしめないように中央銀行制度の中に反映しておくことが必要である。そのために中央銀行の任務とする通貨価値の安定を阻害する政府のインフレ政策を阻止するために、中央銀行制度の中に通貨価値維持についての政府に対する勧告権を制度化すべきである。そして中央銀行は政府の良識を待ち、あくまでも協調するという制度を原則とすべきであるが、それにもかかわらず協調が得られない場合においては、通貨政策をふくめて経済政策一般の見地から裁定をするために、中央銀行および政府とは別の最高決定機関にゆだねるべきである。ただし現在遂行しようとする、あるいは現在遂行している政策の主体をなしている政府に、したがつてその首班である総理大臣に対してもかかる裁定をゆだねることは無意味であるし、対立の相手方である中央銀行にもゆだねられない以上は、国民の輿論を反映する他の機関を必要とすることになる。政党政治のおこなわれている今日において、政府および与党に対立する野党を総合して見た場合、絶対的とはいえないまでも比較的中正な立場になければならない国会議長をその裁定機関の長とし、それを中心とした機関をあらたに設置するという形で制度化するのが妥当ではないかと考えられるのである。それ故に「通貨価値の安定」を中心とする通貨政策に関して、日銀政策委員会を増強し、通貨価値維持の観点からする政府への勧告権をふくめて、可能なかぎり広範囲の権限をこれにゆだねて、その独自性を認めるべきである。そして政府と中央銀行との関係は、協調を原則とし、如何にしても協調不能の場合がもし生ずるとすれば、その場合には、国民代表という観点から、国会議長を中核とする裁定機関に最終的決定権を委ねるようすべきであると考えるのである。

(2) 中央銀行制度特別委員会「中央銀行制度」四二～五六頁参照。

(3) モンタギュー・ノーマンの有名な言葉の中にも「イングランド銀行は政府に対して勧告し、しかもそれを政府がうるさ
いと思うぐらいにまで迫るといふ独自の権限をもっていると考える。……」というのがあるが、かかる権限を制度化するこ
とが必要と思われる。

(一九五九・九)